

大分県資源管理指針

平成23年4月策定

(平成31年4月変更)

大分県

大分県資源管理指針

第1 大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1. 大分県における漁業の概観

本県の海域は、豊前海及び豊後灘、別府湾を含む瀬戸内海海域と黒潮の影響を受ける豊後水道海域とに大別され、これら両水系が豊予海峡周辺で接している。このため、魚介類の種類及び量ともに豊富で、様々な魚介類を対象に地域の特色を生かした漁業が営まれている。

豊前海は、3,100ヘクタールに及ぶ広大な干潟域とその沖合の浅海域からなり、採貝・採藻をはじめ、小型機船底びき網、さし網等の漁業が営まれている。主な水産物は、カレイ類、エビ類、ガザミ、オゴノリ等となっている。

また、豊後灘・別府湾は、豊後水道からの外洋水と瀬戸内海の内海水が混合する生産性の高い漁場を背景に、小型機船底びき網、さし網や船びき網等の漁業が営まれている。主な水産物は、イワシ類、シラス、タチウオ、エビ類、アジ類等となっている。

豊後水道は、変化に富んだアス式海岸と天然礁に恵まれた生産性の高い漁場を背景に、まき網や一本つり等の漁業が営まれている。主な水産物は、サバ類、アジ類、イワシ類、シラス、ブリ等となっている。

この他にも、日本近海等を漁場とするまぐろはえなわ漁業などが営まれている。



図1. 海域別水産物

漁業生産については、近年横ばい傾向にあり、平成29年の生産量は31,872トンとなっている。漁業種類別に見ると、まき網漁業が34.6%、船びき網漁業が13.4%、まぐろはえなわ漁業が8.4%、小型機船底びき網漁業が6.2%、つり漁業が6.0%、定置網8.1%と続き、これらの漁業で全体の76.8%を占め、その他採介・採藻漁業、さし網漁業等の多種多様な漁業が営まれている。

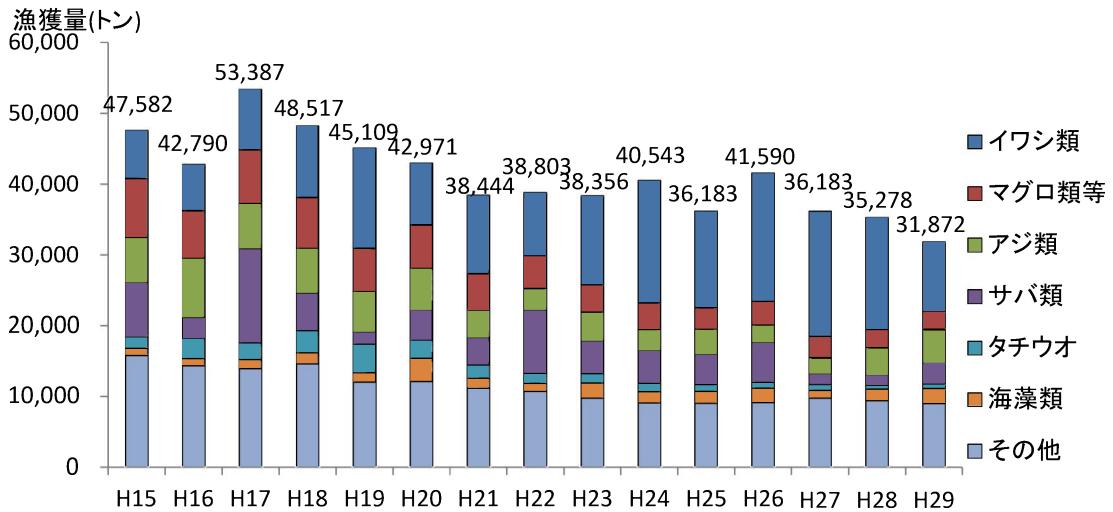


図2. 大分県の魚種別漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

2. 資源管理の取組状況

マイワシやアサリをはじめ、海洋生物資源の多くが低水準にあるなか、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量（TAC）や漁獲努力可能量（TAE）の設定、また、主要な魚介類を対象とした資源回復計画に基づき取り組んできた資源管理措置については、本指針に基づく資源管理計画等により、休漁日の設定、小型魚の保護、漁具の制限、種苗放流など自主的な資源管理に引き続き取り組んでいる。

表1. 資源管理に関する計画の策定状況

名 称	開始年度	計画策定機関	資源回復目標	内 容
さわら瀬戸内海系群資源管理の取組	H24. 4	国	現行の資源量1,800トンから2割程度の増加	瀬戸内海(海域)、漁業種類ごとに禁漁期間等の設定、さわら流し網漁業の網目規制(10.6cm以上)の実施、種苗放流、藻場造成、TAE管理
周防灘小型機船船びき網漁業対象魚種(カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、カサゴ)資源管理の取組	H24. 4	国	漁獲量の水準を維持	水揚げ体長制限の実施、抱卵ガザミの保護、休漁期間の設定、種苗放流、藻場・干潟の造成、TAE管理
大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針	H26. 4	県漁協	アサリ資源の復活	小型機船底びき網漁業によるアサリの漁獲禁止、禁漁期・禁漁区の設定、殻長制限の強化(3cm以下)の採捕禁止)
大分県タチウオ資源管理に関する方針	H26. 4	県漁協	減少傾向に歯止めをかける	禁漁区の設定、定期休漁日の設定

3. 資源管理の方向性

本県では、漁業関係法令並びに漁業調整規則、漁業調整委員会指示、許可の制限のほか、TACやTAEの管理といった公的規制の遵守に加え、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組及びその履行を確認することにより、資源管理の徹底を図る。

なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的規制に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし取り扱うものとする。

表2. 自主的な資源管理の取組

漁業種類	対象水産資源	自主的な資源管理措置の内容
まき網漁業	アジ・サバ類、イワシ類	休漁日の設定、投網回数の制限
小型機船底びき網漁業	エビ類、ヒラメ・カレイ類、ガザミ等	休漁日の設定、操業時間の制限、種苗放流
機船船びき網漁業	カタクチイワシ、シラス等	休漁日の設定
潜水漁業、磯付き漁業	アワビ類、サザエ、ウニ類等	禁漁区・休漁日の設定、漁獲量の制限等
さし網漁業	エビ類、ヒラメ・カレイ類、ガザミ、カザゴ等	休漁日の設定、操業時間・漁具の制限、種苗放流
つり漁業	アジ・サバ類、マダイ、ブリ類、タチウオ等	漁具・漁法の制限、休漁日に設定、種苗放流等
定置漁業	アジ・サバ類、イワシ類、イカ類等	休漁日・休漁期間の設定
はえなわ漁業	マダイ、フグ類、ハモ等	休漁日の設定

第2 海洋生物資源等の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1. サワラ

(1) 資源及び漁獲の状況

サワラについては、別府湾以北を中心にさわら流しさし網漁業（許可）、つり漁業等で漁獲されている。昭和55年に800トンあった漁獲量も平成10年には6トン以下となつたが、平成11年以降増加傾向となり、年変動はあるものの200トン程度まで回復している。このことから、資源量は中位で増加していると推測されるが、平成29年はやや減少し、資源水準は中位を少し下回る低位となっている。

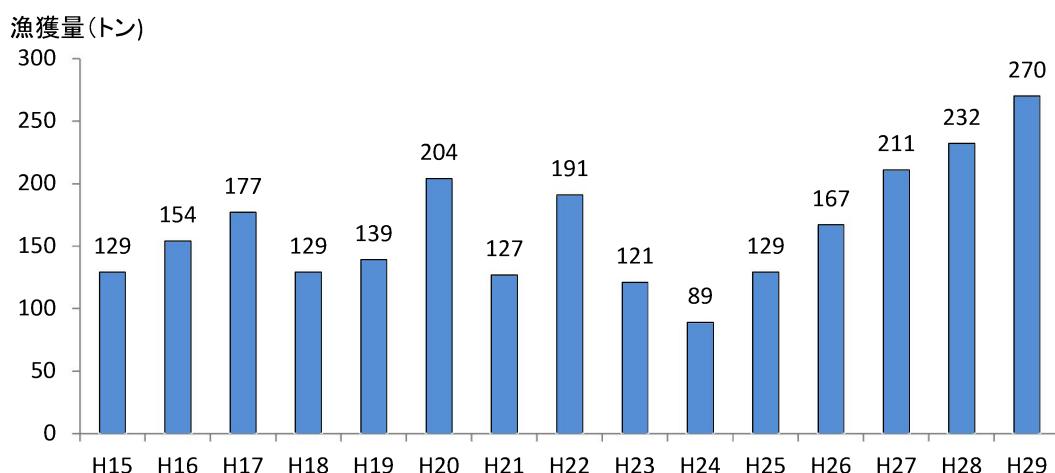


図3. サワラの漁獲量の推移

（漁業・養殖業生産統計年報を基に作成）

(2) 資源管理の目標

近年資源量が中位付近で推移していることから、この状況の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

さわら流しさし網漁業

漁獲量の増加傾向を維持するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまでにさわら瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）に基づき取り組んできた目合の拡大、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある

なお、つり漁業については、サワラを選択的に漁獲する漁法ではなく魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類別に資源管理に取り組む必要があることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

2. アサリ

(1) 資源及び漁獲の状況

アサリについては、豊前海や杵築市に発達する干潟域を中心に、採介漁業（免許）で漁獲されている。漁獲の動向については、直近の10年間では平成18、19年を除き100トンを下回る状況が続いているおり、特に豊前海の漁獲量が大きく減少している状況である。このことから、資源量も大きく減少していると推測される。

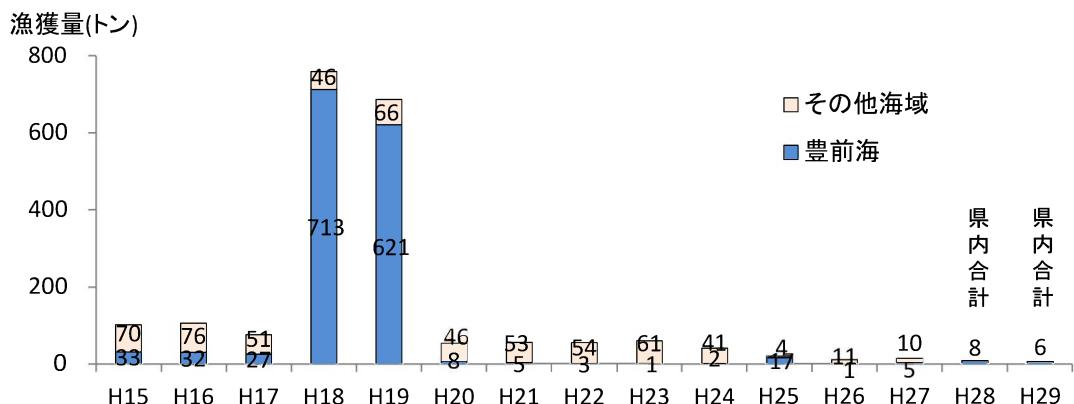


図4. アサリの漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理の目標

近年、豊前海の漁獲量の減少が著しいことから、当該海域の採介漁業においては、漁業調整規則を遵守するほか、平成17年度から取り組んできた禁漁区の設定、操業時間の制限、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、豊前海における漁獲量の回復を目指す。

3. クルマエビ

(1) 資源及び漁獲の状況

クルマエビについては、県全域において小型機船底びき網漁業（許可）やさし網漁業（許可、免許）等で漁獲されている。漁獲の動向については、平成14年以降減少傾向が続いているおり、特に平成22年以降100トンを下回っている。このことから、資源量も減少傾向にあると推測される。

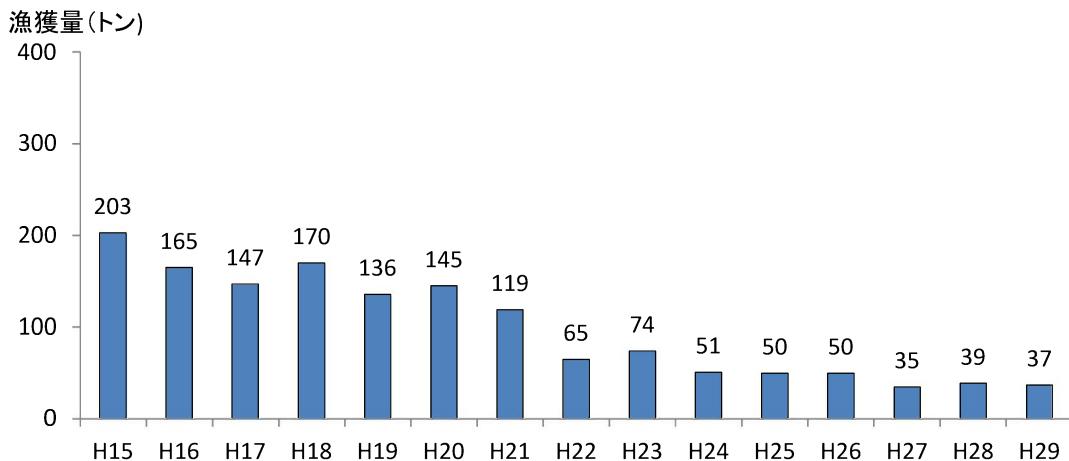


図5. クルマエビの漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理の目標

漁獲量の減少傾向が続いていることから、この状況の改善を目標とする。

(3) 資源管理措置

クルマエビを漁獲対象とする、小型機船底びき網漁業及びさし網漁業においては、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類別に資源管理に取り組む必要がある。具体的資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

4. タチウオ

(1) 資源及び漁獲の状況

タチウオについては、県全域において小型機船底びき網漁業（許可）、つり漁業（はえなわ含む）等で漁獲されている。漁獲の動向については、平成19年の4,043トン以降減少傾向にあり、29年は617トンまで減少している。このことから、資源量も減少していると推測される。

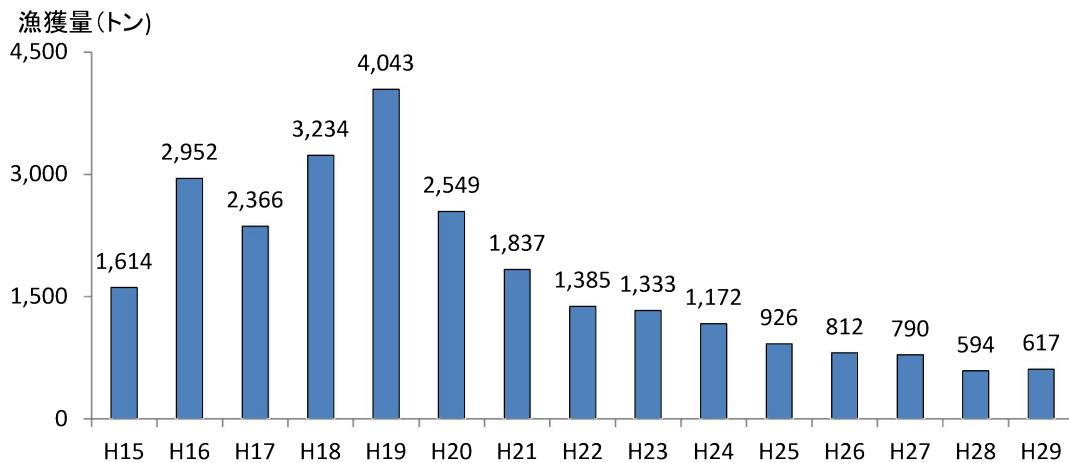


図6. タチウオの漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理の目標

近年漁獲量が減少傾向にあることから、この状況の改善を目標とする。

(3) 資源管理措置

つり漁業及びはえなわ漁業（タチウオを主対象とするもの）

漁獲量の減少傾向に歯止めをかけるため、当該漁業においては、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、平成22年度から取り組んできた小型魚及び産卵親魚の保護等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、タチウオを漁獲対象とする小型機船底びき網漁業においては、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類別に資源管理に取り組む必要があることから、具体的資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

5. アワビ類

(1) 資源及び漁獲の状況

アワビ類については、豊後水道域を中心に潜水器漁業（許可）や採介漁業（免許）等で漁獲されている。漁獲動向については、平成16年以降減少傾向にあり、特に平成22年以降は20トンを下回っている。このことから、資源量も減少傾向にあると推測される。

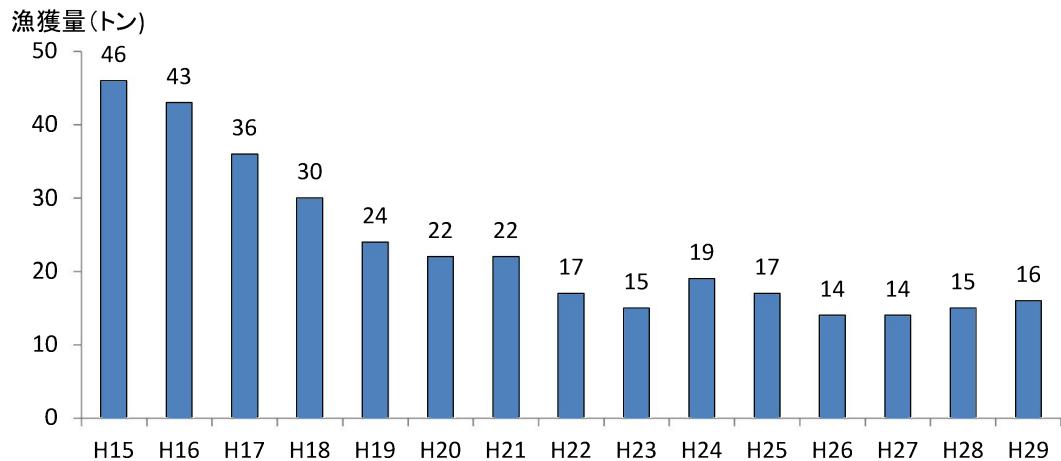


図7. アワビの漁獲量の推移

（漁業・養殖業生産統計年報を基に作成）

(2) 資源管理の目標

近年漁獲量が減少傾向にあることから、この状況の改善を目標とする。

(3) 資源管理措置

潜水器漁業及び採介漁業（アワビを対象とするもの）

漁獲量を維持するためには引き続き、当該漁業においては、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまでに実施している種苗放流、放流場所の一定期間の禁漁、密漁監視等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

6. ガザミ類

(1) 資源及び漁獲の状況

ガザミ類については、豊前海域を中心に小型機船底びき網漁業（許可）、かにかご漁業（許可、免許）、さし網漁業（許可、免許）等で漁獲されている。漁獲の動向については、年変動はあるものの280トン程度の漁獲量で推移していたが、平成23年以降150トン前後となった。このことから資源量は減少していると推測される。

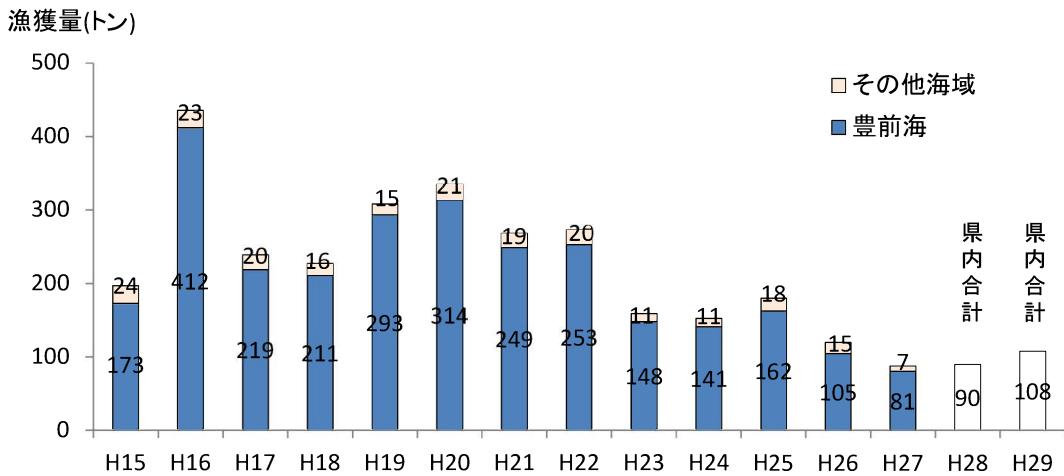


図8. ガザミの漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理の目標

近年漁獲量が減少していることから、この状況の改善を目標とする。

(3) 資源管理措置

かにかご漁業（許可、免許）

漁獲量の減少傾向に歯止めをかけるため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまでに実施している種苗放流、漁獲された抱卵ガザミの放流等についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、ガザミ類を漁獲対象とする小型機船底びき網漁業及びさし網漁業においては、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく魚種別の資源管理は困難であるため、漁業種類別に資源管理に取り組む必要があることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理に従うものとする。

7. タコ類

(1) 資源及び漁獲の状況

タコ類については、県全域において、たこつぼ漁業（許可、免許）等により漁獲されている。漁獲の動向については、平成18年以降500トン前後で推移している。このことから、資源量は低位ながら安定していると推測される。

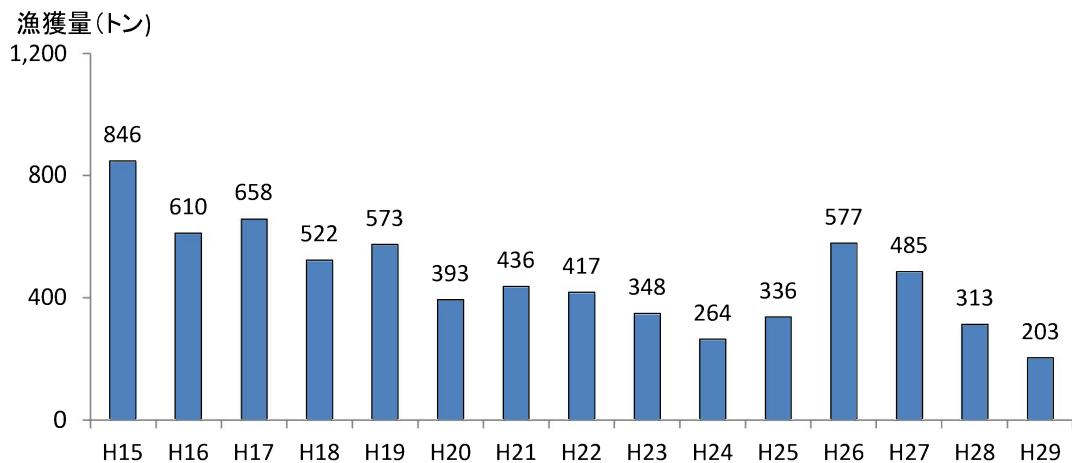


図9. タコ類の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理の目標

近年漁獲量が低位ながら安定しているが、引き続きこの状況の改善を目標とする。

(3) 資源管理措置

たこぼ漁業（免許、許可）

漁獲量を維持するためには当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置について重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

8. ウニ類

(1) 資源及び漁獲の状況

ウニ類については、豊後水道域を中心に、潜水器漁業（許可）及び採介漁業（免許）により漁獲されている。漁獲の動向については、平成18年の57トンから平成21年に93トンまで増加したが、その後減少傾向にある。このことから、資源量も減少傾向にあると推測される。

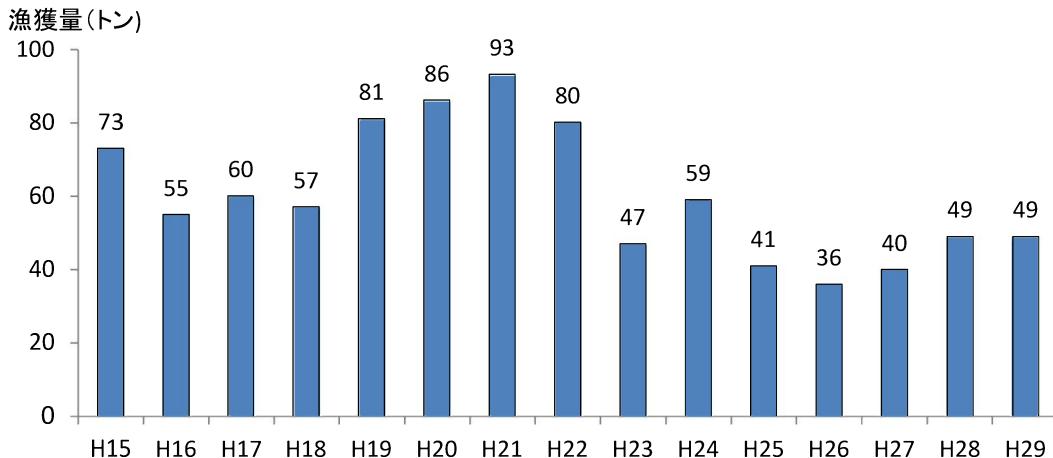


図10. ウニ類の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理の目標

近年漁獲量が減少傾向にあることから、この状況の改善を目標とする。

(3) 資源管理措置

潜水器漁業（許可）及び採介漁業（免許）

漁獲量の減少傾向に歯止めをかけるため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、種苗放流、放流場所の一定期間の禁漁、密漁監視等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。

9. ナマコ類

(1) 資源及び漁獲の状況

ナマコ類については、県全域において、小型機船底びき網漁業の一種であるなまここぎ網漁業・なまこけた網漁業（許可）、潜水器漁業（許可）及び採介漁業（免許）により漁獲されている。漁獲の動向については、近年200トン前後で推移している。このことから、資源量は安定していると推測される。

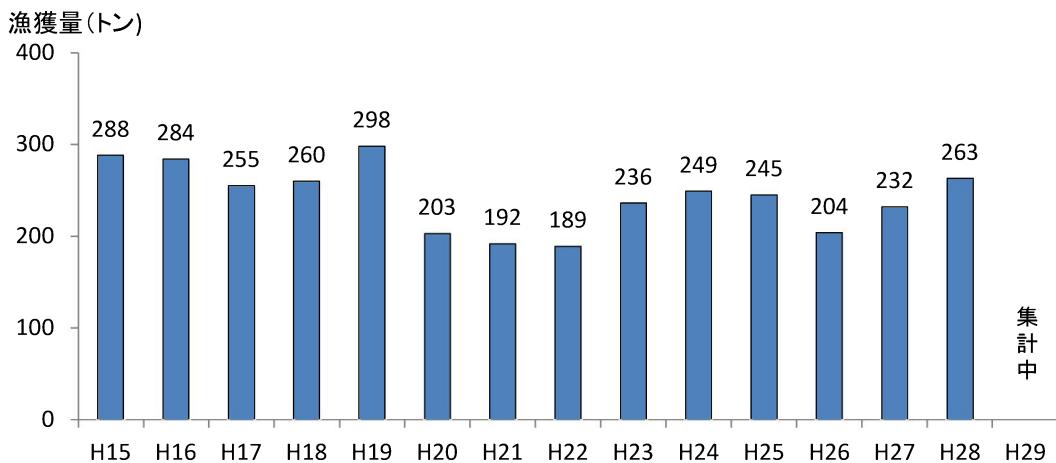


図11. ナマコ類の漁獲量の推移

(H18までは漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(※H19以降の推移は漁獲情報による推定値)

(2) 資源管理の目標

近年漁獲量が安定していることから、この状況の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

なまここぎ（けた）網漁業（許可）、潜水器漁業（許可）及び採介漁業（免許）

漁獲量を維持するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、種苗放流、放流場所の一定期間の禁漁、密漁監視、漁場造成等の措置についても取り組み、資源の維持を図る必要がある。

10. ハモ類

(1) 資源及び漁獲の状況

ハモ類については、県全域において、小型機船底びき網漁業（許可）、及びはえなわ漁業（許可）により漁獲されている。漁獲の動向については、近年300～400トン前後で推移している。このことから、資源量は安定していると推測される。

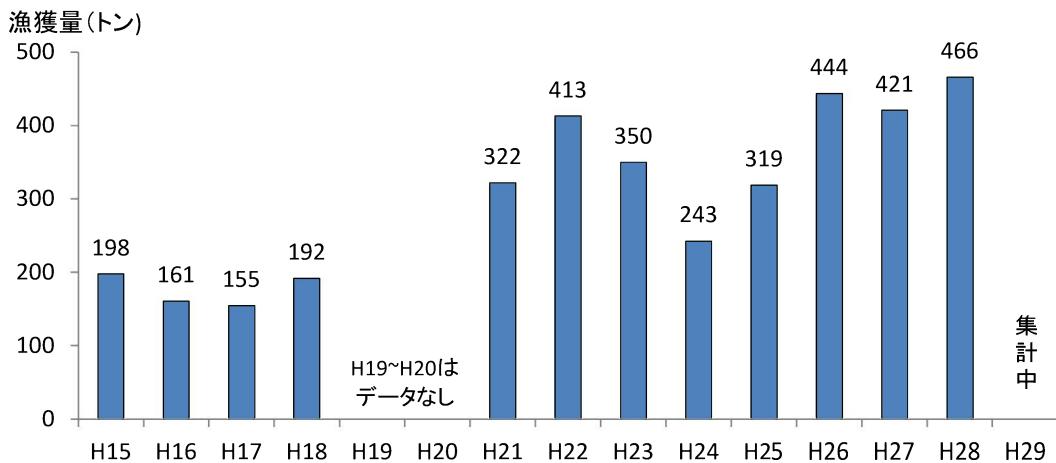


図11. ハモ類の漁獲量の推移

(H18までは漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(※H21以降の推移は漁獲情報による推定値)

(2) 資源管理の目標

近年漁獲量が安定していることから、この状況の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

小型機船底びき網漁業（許可）、はえなわ漁業（許可）

漁獲量を維持するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定 ○小型魚の保護

また、上記の措置のほか、産卵親魚の保護等についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。

【漁業種類別資源管理】

1. まき網漁業（許可）

（1）資源及び漁獲の状況

まき網漁業については、別府湾以南の海域においてイワシ類及びアジ類、サバ類を対象に操業が行われている。漁獲の動向については、平成29年11,032トンであり、平成21年以降の増加傾向から減少に転じた。

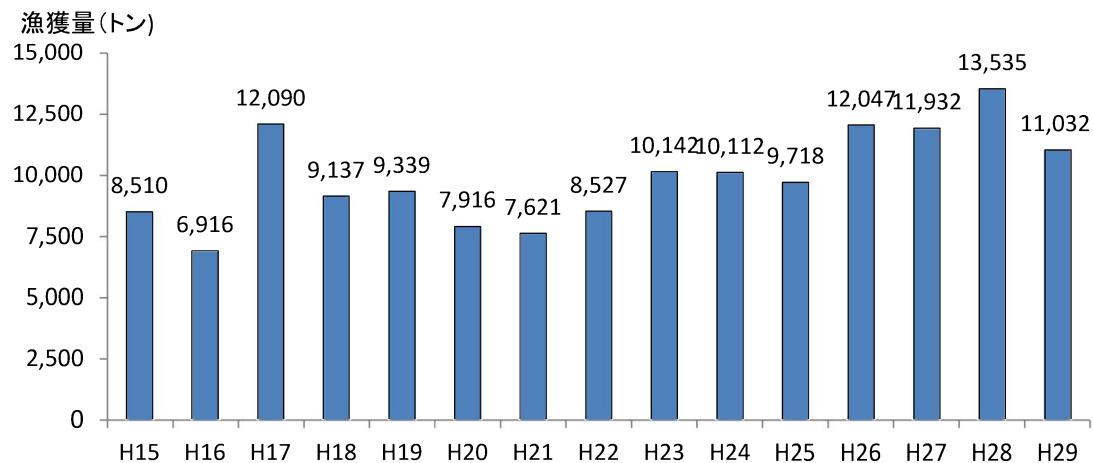


図12. まき網漁業の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

（2）資源管理措置

現行の漁獲努力量が大きく増加する事がないよう努めることが重要であるため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまでに取り組まれてきた1操業あたりの投網回数の上限設定等の措置についても引き続き取り組み、漁獲量の安定を図る必要がある。

2. 小型機船底びき網漁業（許可）

（1）資源及び漁獲の状況

小型機船底びき網漁業については、本県の全海域において、クルマエビなどのエビ類やカレイ類、タチウオ、ガザミ類などを対象に操業が行われている。漁獲の動向については、平成14年以降減少傾向にあり、直近の10年間で大きく減少している。

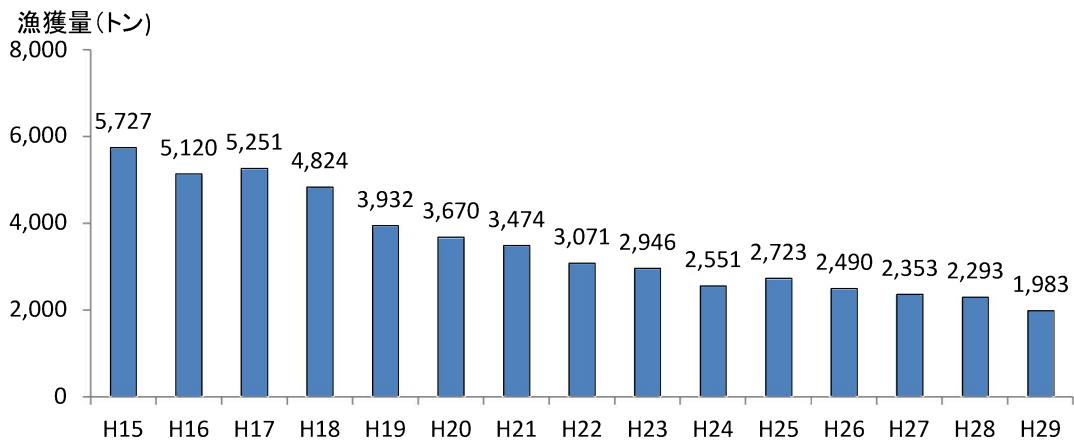


図13. 小型機船底びき網漁業の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理措置

漁獲量の減少傾向に歯止めをかけるため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（平成16年11月19日公表）並びにその終了に伴い締結された周防灘小型機船底びき網漁業対象種の資源管理に関する覚書（平成24年3月2日締結）、県漁協が策定した大分県タチウオ資源管理に関する方針（平成26年4月1日締結）等により、種苗放流、小型魚及び産卵親魚の保護等についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

3. 機船船びき網漁業（許可）

(1) 資源及び漁獲の状況

機船船びき網漁業については、県全域において、カタクチイワシ及びシラス、イカ類、サヨリ等を対象とした操業が行われている。漁獲の動向については、年変動はあるものの5,000トン前後の漁獲量で推移している。

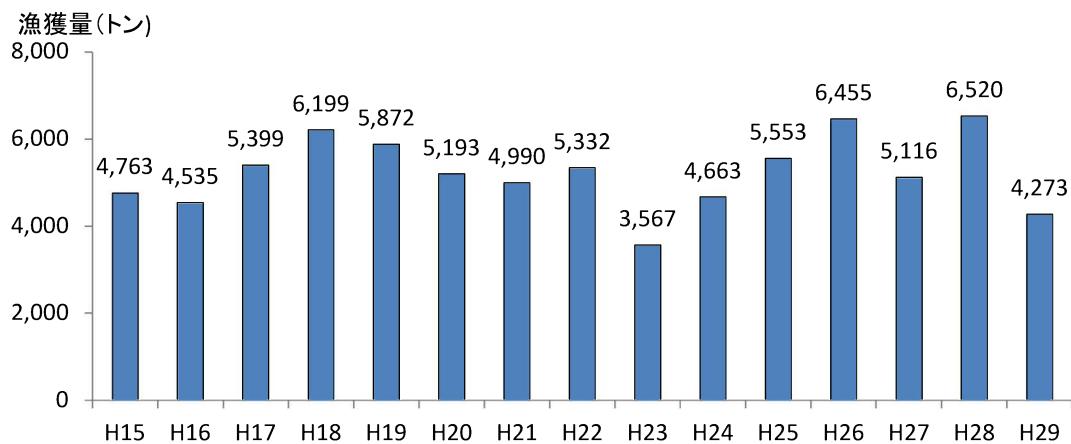


図14. 機船船びき網漁業の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理措置

漁獲量が維持されていることから、現行の漁獲努力量が大きく増加することがないよう努めることが重要であるため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

4. つり漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

つり漁業については、県全域において、マアジ及びマサバ、マダイ、ブリ、タチウオ、サワラ、トラフグ、イサキ等を対象とした操業が行われている。漁獲の動向については、平成19年の4,505トン以降減少傾向にあり、29年は1,911トンまで減少している。

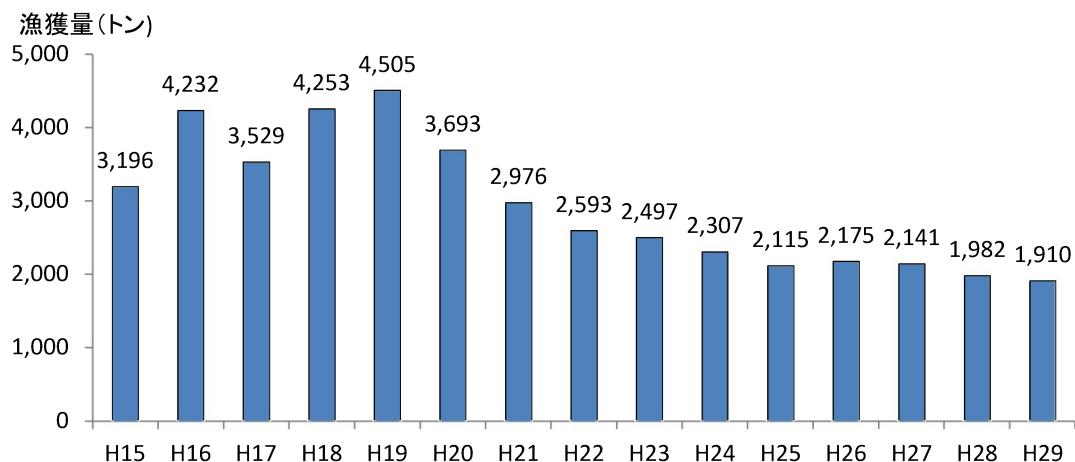


図15. つり漁業の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理措置

漁獲量の減少に歯止めをかけるため、当該漁業においては、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、種苗放流、小型魚の保護等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。

5. さし網漁業（許可、免許）

(1) 資源及び漁獲の状況

さし網漁業については、県全域において、マアジ及びマダイ、サワラ、スズキ、カレイ類、クルマエビ、ガザミ等を対象とした操業が行われている。漁獲の動向については、平成16年以降減少傾向にあり、特に平成21年以降は2,000トンを下回っている。このことから、資源量も減少傾向にあると推測される。

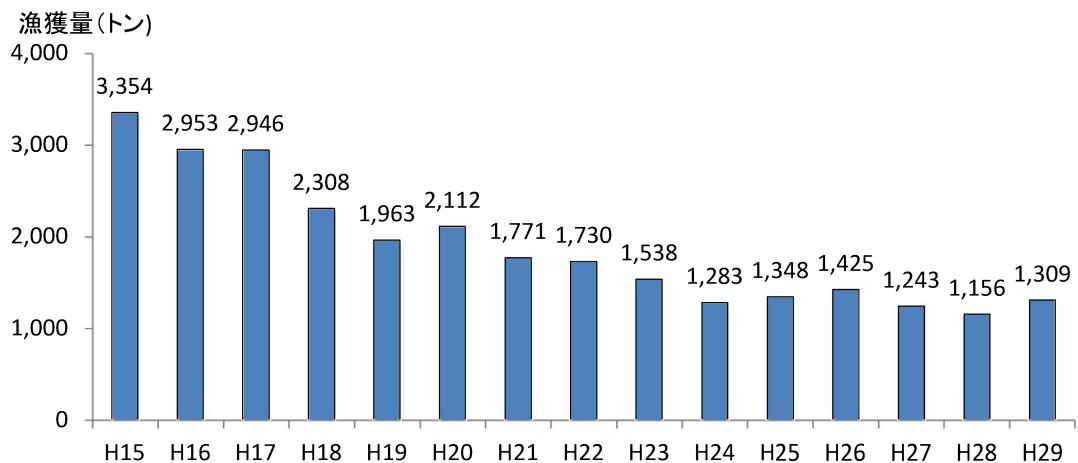


図 16. さし網漁業の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理措置

現行の漁獲努力量が大きく増加する事がないよう努めることが重要であるため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、クルマエビ、サワラ等の資源回復計画等で取り組んできた種苗放流、小型魚及び産卵親魚の保護等についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

6. 定置網（免許）

(1) 資源及び漁獲の状況

定置網については、県全域において、イワシ類、アジ類、ブリ類、イカ類等を漁獲している。漁獲の動向については、直近の10年間は2,000トン程度の安定した水準で推移している。

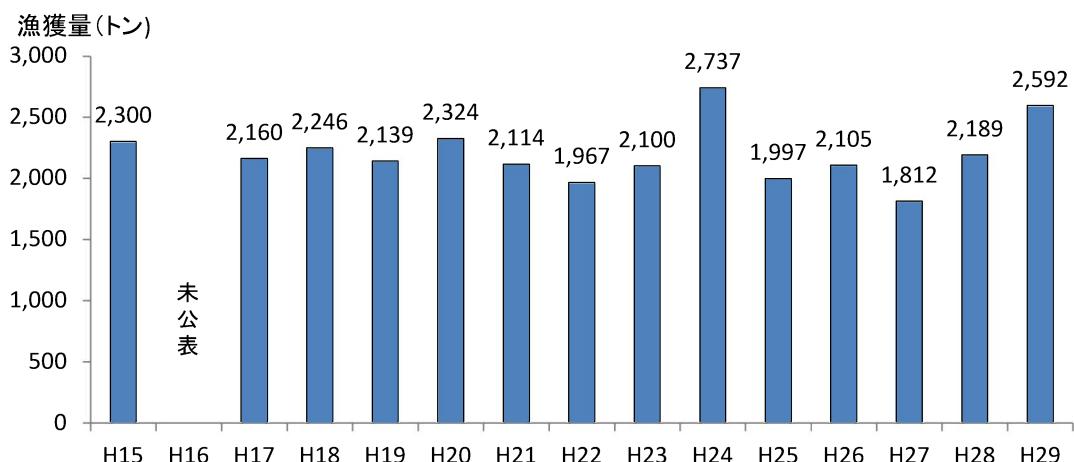


図 17. 定置網の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理措置

漁獲量が維持されていることから、現行の漁獲努力量が大きく増加することがないよう努めることが重要であるため、当該漁業においては、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 漁具撤去により水産物を漁獲しない休漁日の設定

7. はえなわ漁業（許可）

(1) 資源及び漁獲の状況

はえなわ漁業については、県全域において、タチウオ、フグ類、マダイ、ハモ等を対象とした操業が行われている。漁獲の動向については、平成11年以前には1,000トンを越える漁獲があったが、近年は500トン前後と低い水準で推移しており、特に、平成21年以降は減少傾向にある。

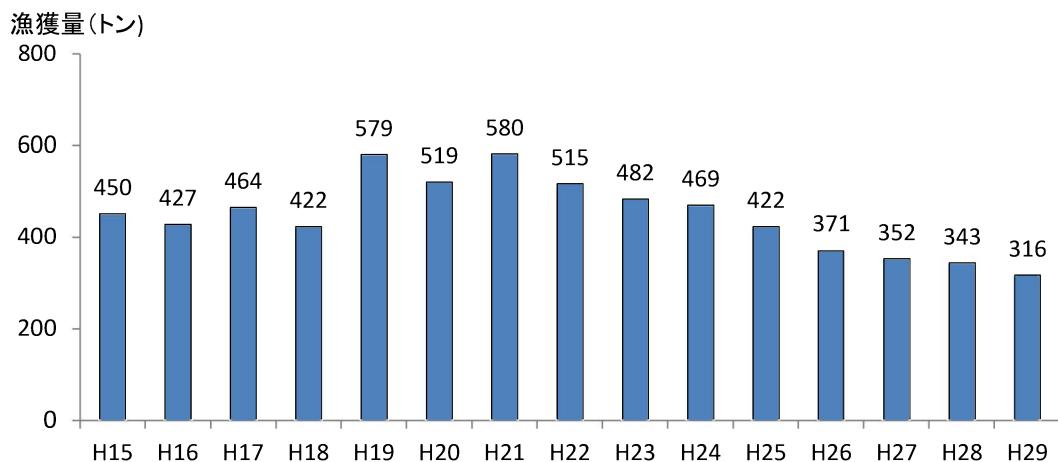


図18. はえなわ漁業(許可) の漁獲量の推移

(漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理措置

漁獲量が著しく減少していることから、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限または条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

- 休漁日の設定

また、上記の措置のほか、小型魚及び産卵親魚の保護等についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t）のP D C Aサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。
- ② 評価・検証については、資源管理協議会が実施する。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量やC P U Eの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やC P U Eの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

第4 その他

本指針にしたがい関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、大分県資源管理協議会（以下、「協議会」という。）（平成23年3月25日設立）は、下記に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）も併せて活用することとする。

履行確認手段：

下記①に加え②もしくは③を用いることとし、状況に応じて④や⑤により行うものとする。

- ①仕切り書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
- ②漁業者作成の操業日誌
- ③漁業協同組合作成の休漁記録等
- ④取組状況がわかる写真

「日付、取組者氏名等がわかるもの、（開始時の漁具の撤去作業等、期間中の撤去した漁具等、終了時の漁具の設置作業等）」

⑤協議会が状況に応じて認める資料

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

(平成24年5月変更)

(平成25年4月変更)

(平成25年6月変更)

(平成26年8月変更)

(平成27年9月変更)

(平成28年5月変更)

(平成29年4月変更)

(平成30年4月変更)

(平成31年4月変更)